

(記入例)

指定給水装置工事事業者 指定時確認事項書

令和 3 年 1 月 4 日

氏名又は名称 (株) 高岡水道設備
郵便番号、住所 〒000-1234 高岡市広小路7-50
代表者氏名 高岡 太郎
TEL、FAX 0766-00-1234、(FAX)0766-00-5678
E-mail t a k a o k a @◇◇. j p

①指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間	(公表: <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
休業日 :	日曜日、正月3が日、GW
営業日 :	月~土
修繕対応時間 :	8時~17時 17時以降は要相談
対応工事種別(新設・改造等)	(公表: <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
配水管からの分岐~水道メーター	(<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
水道メーター ~宅内給水装置	(<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
漏水等修繕対応	(公表: <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
漏水等修繕対応の可否	(<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
緊急時連絡先	(公表: <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可)
高岡 太郎 (代表者携帯) 0×0-XXXX-XXXX	
その他 (高岡市以外で指定を受けている水道事業者)	
富山市、射水市、砺波市、南砺市、氷見市、小矢部市	

※高岡市以外の指定給水装置工事事業者証の写しを添付してください。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した高岡市上下水道局にその旨を届け出るようお願いいたします。

(記入例)

②給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 (過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
高岡 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和1年7月20日
高岡 一郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和1年7月23日
上記の内容の公表の可否 (公表: <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)		

※受講を証明する書類 (受講証等) の写しを添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

(記入例)

③過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
高岡 太郎	○	○	給水装置工事配管技能講習会 修了者	R 1
高岡 一郎	○	○	給水装置工事配管技能検定会 合格者	R 1
社員A	○	○	職業能力開発促進法第44条に 規定する配管技能士	R 1
社員B	○	×		R 1

上記の内容の公表の可否 (公表: 可 不可)

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。